

広島県立歴史博物館管理運営規則（平成元年広島県教育委員会規則第九号）第三条第二項の規定によって、令和八年八月八日、広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）を臨時休館する。

令和八年八月三日

広島県立歴史博物館長 竹 森 潤 一